

江東区たばこに関する基本方針改訂素案 概要

1 趣旨

社会経済活動の回復に伴う環境変化等に起因した喫煙の課題である望まない受動喫煙を防止するとともに、その対策について区の姿勢を明らかにするため、「江東区たばこに関する基本方針」（以下、「基本方針」という）を改訂し、たばこを吸う人も吸わない人も快適に暮らせる分煙社会の徹底を目指す。

2 基本方針の改訂

概要は以下のとおりである。

〔主な改訂事項〕

- ・喫煙ルール of 遵守を明確化するために、禁煙重点地区における路上喫煙等を段階的に規制することとし、関連規程等の整備について整理した。
- ・喫煙所の整備に向けて、区有地における整備方針や民間事業者との連携等、具体的な取り組みを追加した。

3 主な取り組み内容

（1）喫煙ルール・マナーの徹底

7 年度から禁煙重点地区の指定時間を 24 時間化する。

8 年度には禁煙重点地区の規制エリアを順次拡大する。

（2）罰則の導入

9 年度からの罰則導入に向けて、禁煙重点地区の 24 時間化や規制エリア拡大後の状況を検証するとともに区民アンケートも活用し、条例を改正する。

（3）受動喫煙防止のための喫煙場所の確保

① 区有地における喫煙所の新規設置

受動喫煙防止対策を進めるため、場所の選定や地域との調整を行うなど、継続的に取り組む。

② 屋外にある区設置の衝立型喫煙所への対応

閉鎖型喫煙所への順次移行に向けて整備環境を整えるため、速やかに各種手続きの準備に着手する。

③ 民間事業者との連携・活用

7年度から民間の閉鎖型喫煙場所に維持管理費を助成し、区の「指定公衆喫煙所」とし、併せて、屋内喫煙場所を併設する民間飲食店等を「協力店等」として募集する。どちらの施設も広く周知し、活用を図る。

また、新規の設置助成についても今後の実施に向け、速やかに制度設計等に着手する。